

株主の皆さまへ

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社 じもとホールディングス

会社法改正による株主総会資料（招集通知）の電子提供について

2022年9月1日施行の改正会社法により、株主総会資料（注）の電子提供制度（以下「本制度」といいます。）が開始されました。

本制度により、株主総会資料等は、原則当社ホームページ等のウェブサイト上でご確認いただくこととなります。

当社では、2023年3月1日以降に開催する株主総会から本制度が適用され、株主の皆さまのお手元には、簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したこと及びウェブサイトのアドレスを記載したお知らせ等）をお届けすることになります。

これまでどおり、株主総会資料を書面で受領することをご希望される株主さまは、株主総会の基準日までに、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことで、株主総会資料を書面で受領することができます。

「書面交付請求」のお手続きにつきましては、口座を開設している証券会社または当社の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社へお問い合わせください。

（注）株主総会資料とは、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類、監査報告を指します。

今後の対応（簡易な招集通知のみを送付）

議決権行使書

+

簡易な招集通知

➔

webで確認

👤

（注）招集通知全文を受領されたい場合は「書面交付請求」のお手続きが必要になります。

制度の説明は次頁をご覧ください

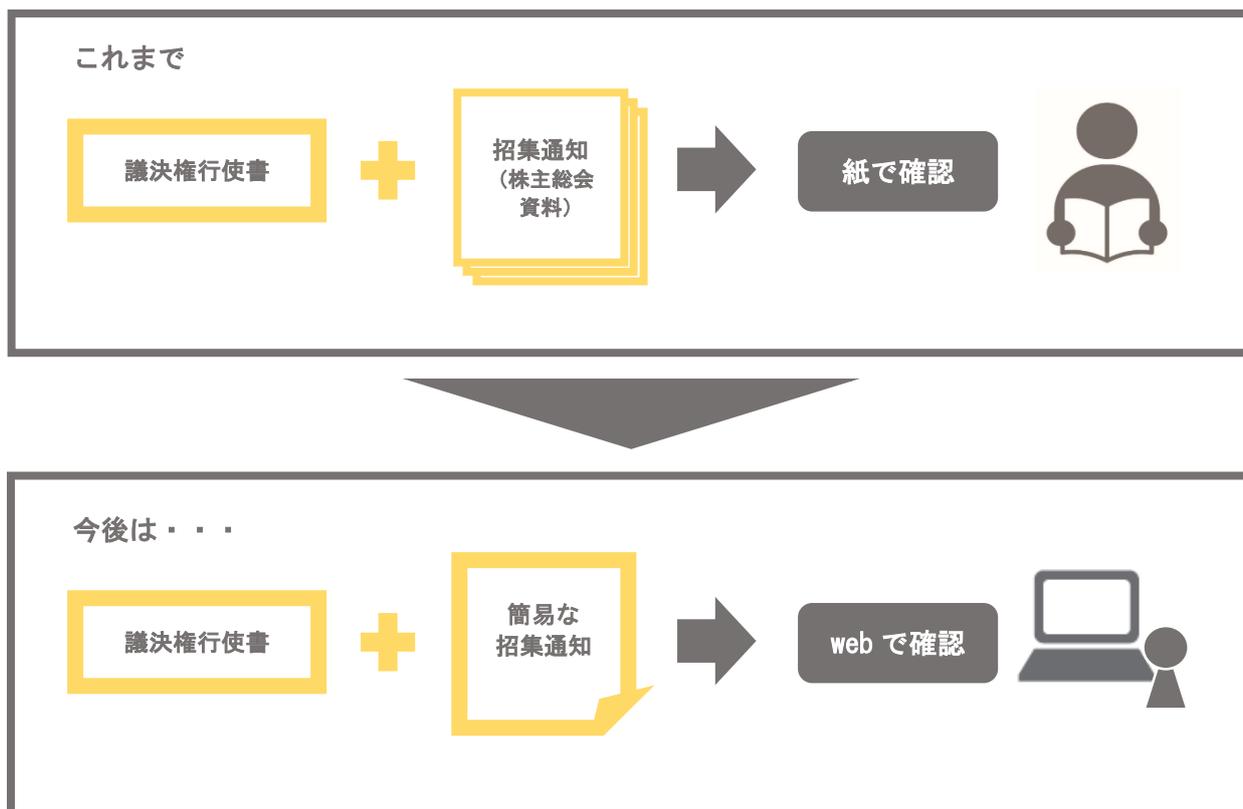
株主総会資料の電子提供に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
株主総会資料ウェブ化に関するお問い合わせ窓口
フリーダイヤル 0120-524-324
（受付時間：土・日・祝祭日を除く平日9時～17時）

電子提供制度とは

電子提供制度とは、2023年3月1日以降に開催する株主総会にかかる株主総会資料を、自社ホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主さまに対して当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知することで、株主総会資料等を提供できる制度です。

電子提供制度は、上場会社に対して強制適用されることから、2023年3月1日以降に開催される株主総会から電子提供制度が適用され、株主さまのお手元には、ウェブサイトへのアクセス方法を記載した簡易な通知書面のみをお届けすることになります。



2023年3月1日以降に開催する株主総会において、株主総会資料の書面による受領をご希望される株主さまは、株主総会の基準日までに、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただく必要があります。

以上